

石川県・金沢市風しん抗体検査事業実施要領

1 目 的

平成25年の風しんの流行により、全国では14,300人以上の風しん患者と、30人以上の先天性風しん症候群（以下CRS）患者が報告され、平成20年の全数把握調査の開始以降、最大の患者数となった。

また、平成30年7月以降、全国的に風しんが流行し、その風しん患者の流行の中心は20～50代の成人であり、この世代は妊娠を希望する世代であるため、主としてCRSの予防のために、予防接種が必要である者を抽出するための抗体検査や情報提供を行うことにより、効果的な予防接種を実施し、風しんの感染予防やまん延の防止を図ることを目的とする。

2 実施主体 石川県及び金沢市

3 事業の内容 （フロー図参照）

（1）検査の対象者

県内に居住する方で以下に該当する者

ア 妊娠を希望する女性

イ 妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者

ウ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

（2）検査実施医療機関

当実施要領に基づき、事業に協力可能な医療機関とする。

※原則として、風しん予防接種が実施できる医療機関であることが望ましい。

（3）検査事業の実施期間

令和7年4月～令和8年3月（1年間）

(4) 検査事業の内容

検査実施医療機関は、風しん抗体検査事業を次のとおり実施する。

ア 問診

「石川県・金沢市風しん抗体検査申込（問診）票（検査医療機関用）（別紙１－１）」により、受検者の状況を把握するとともに、本人の意思及び検査該当者であることを確認する。

イ 風しん抗体検査

E I A法又はH I法を用いて、検査を行う。

ウ 検査結果の判定

検査の結果の判定は、検査実施医療機関の医師が行い、その基準は次のとおり（別紙２）とする。

エ 検査結果の通知

（ア）検査実施医療機関は、検査結果が判明後、速やかに直接本人に、
「石川県・金沢市風しん抗体検査の結果について（結果通知用）（別紙１－３）」により通知する。

（イ）検査実施医療機関は、抗体が不十分と判定された者については、予防接種を勧奨する。その際は、居住する市町で助成を行っている場合もあるので、受検者の居住地に問い合わせてみるよう勧める。

4 検査結果報告

（１）金沢市内の検査実施医療機関は、毎月、その月行った検査の結果報告書（別紙３）及び請求書（別紙４）を翌月１０日までに、「石川県・金沢市風しん抗体検査申込（問診）票（保健所提出用）（別紙１－２）」を添付して、受検者の居住地が金沢市のものは金沢市保健所地域保健課に、金沢市以外のものは県健康推進課に、提出するものとする。

（２）金沢市以外の検査実施医療機関は、毎月、その月行った検査の結果報告書（別紙３）及び請求書（別紙４）を翌月１０日までに、「石川県・金沢

市風しん抗体検査申込（問診）票（保健所提出用）（別紙１－２）」を添付して、受検者の居住地が金沢市のものは金沢市保健所地域保健課に、金沢市以外のは医療機関を管轄する県保健福祉センターに、提出するものとする。

- （３）県保健福祉センターは、検査実施医療機関から提出された報告書等を、その月の１７日までに、健康推進課へ送付する。

５ 検査の費用

ＨＩ法	： ５，５４０ 円（消費税込み）
ＥＩＡ法	： ６，７５０ 円（消費税込み）

なお、受検者からは費用を徴収しない。

６ 個人情報の保護

この要領による業務の遂行にあたっては、個人情報の取扱いについて十分留意するものとする。